

市民会館の施設使用料を改定します

利用者のみなさまへ

令和2年1月

日頃より市民会館をご利用いただき誠にありがとうございます。

市の施設は、利用者のみなさまの使用料と市民のみなさまの市税により管理・運営されています。

本市では、施設使用料に関して、「負担の公平性」「透明性の確保」「定期的な見直し」の視点で市の統一的な考え方を整理し、「西宮市施設使用料指針」(※)を策定しました。

この指針の考え方に基づき、このたび市民会館の使用料についても以下のとおり改定することといたしました。

今後も、より多くのみなさまに利用していただける施設を目指して軽費節減等に努めますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

※「西宮市施設使用料指針」については、市ホームページ(ページ番号:19981493)をご確認ください。

また、施設を利用するみなさまに、施設の管理・運営に必要な維持管理経費や利用状況などを知っていただくための資料を作成しておりますので、ご覧ください。

1 改定時期

令和3年4月1日利用分より、新料金が適用されます。

2 改定内容

裏面料金表のとおりです。

なお、今回の改定に併せて、以下の変更を行います。

- ・冷暖房使用料を廃止します。
- ・利用者のみなさまが入場料を徴収される際に使用料を加算(施設使用料の5割を加算)する基準を、下記のとおり変更します。

現行	改正後
501円以上	1,001円以上

- ・営利、営業、宣伝等を目的とする場合については、施設内での金銭の授受に関わらず、施設使用料の5割に相当する額を使用料に加算します。

【使用料についてのお問い合わせ】

文化振興課 TEL: 35-3425

【使用料指針についてのお問い合わせ】

政策経営課 TEL: 35-3600

西宮市民会館料金表（令和3年4月1日ご利用分より）

区分		午前		午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
		午前9時から正午まで		午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から午後10 時（ギャラリーにあつ ては午後7時）まで
ホール	平日	2階の客席を使 用しない場合	27,700円	36,900円	36,900円	64,600円	73,800円	101,500円
		上記以外の場合	36,300円	48,500円	48,500円	84,800円	97,000円	133,300円
	土曜・日 曜・休日	45,400円		60,600円	60,600円	106,000 円	121,200 円	166,600円
大会議室 101		5,000円		6,600円	6,600円	11,600円	13,200円	18,200円
中会議室 401		4,300円		5,800円	5,800円	10,100円	11,600円	15,900円
中会議室 301		3,300円		4,500円	4,500円	7,800円	9,000円	12,300円
中会議室 501		2,600円		3,500円	3,500円	6,100円	7,000円	9,600円
中会議室 502		2,500円		3,300円	3,300円	5,800円	6,600円	9,100円
中会議室 503		2,500円		3,300円	3,300円	5,800円	6,600円	9,100円
小会議室 302・ 303・402・403		1,300円		1,800円	1,800円	3,100円	3,600円	4,900円
小会議室 601・ 602		1,000円		1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円
ギャラリー		-		-	-	-	-	4,600円

- ・ **市外**居住者が使用するときには、当該基本使用料の **5 割**を加算します。
- ・ ホールの舞台部分を**準備**のため使用するときには、当該基本料金の **3 割**の額とします。
- ・ ホールを**練習**のため使用するときには当該基本料金の **7 割**の額とします。
- ・ 入場料その他を徴収するときまたは**営業**を目的とするときは、当該基本料金の **5 割**を加算します。
- ・ 使用時間を**超過**し又は**繰上**げて使用するときには 1 時間にかぎり当該基本料金の **3 割**をいただきます。

この場合 30 分以上は 1 時間とみなします。